

## 一般社団法人日本発達障害学会のご挨拶

理事長 宮本信也

令和5年6月21日、日本発達障害学会は、任意団体から一般社団法人となりました。これまで本学会の法人化に向けて準備をされてこられたみなさまに留まらず、本学会の活動にご理解、ご協力いただきました会員のみなさまにあらためてお礼を申し上げますとともに、法人化のご報告をさせていただきます。

法人化いたしますと、学会は、法律に基づいて法律上の人格（法人格）が認められた団体となります。一般社団法人は、特定の目的のもとに集まった人の団体（社団）で法人格が認められた団体をいいます。法人格を持つことで、学会に対する社会的信用が高まり、研究大会に限らず本学会のいろいろな活動に対して外部からの理解や協力を得やすくなることが期待されます。また、法人は一定の社会的認知を受けた団体ですので、公的機関への提言や働きかけに対する回答が得られやすくなることも考えられます。

なお、社会的信用の高まりは、社会に対する説明責任を明確に果たすことを要求されることでもあります。年度ごとの学会の活動や会計に関して、社会に対して一定程度の開示が求められることとなります。また、学会の運営にも透明性が求められますので、事務作業なども増え、学会運営に関する経費もこれまでよりも増えることとなります。しかしながら、運営に関するさまざまな負担増は、最終的には、日本発達障害学会の社会における地位を高めることにつながると考えております。

法人化は、日本発達障害の次への飛躍の第一歩です。日本発達障害学会は、発達障害に関する科学的研究を推進し、海外の研究活動と連携を保ち、発達障害研究の発展と問題解決に関するさらなる活動を行う所存でおります。本学会に対するご理解、ご協力のほど、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。